

堺市公報 号外第31号	令和8年6月19日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例 【総務局行政部法制文書課】	3
○堺市市税条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	9
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 【こども青少年局子育て支援部幼保政策課】	10
○堺市公園条例の一部を改正する条例 【建設局公園緑地部公園監理課】	12
○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	13

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第33号）
地方自治法の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの
- 堺市市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第34号）
令和8年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正等を行うもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第35号）

令和8年度分の介護保険料の保険料率の算定に関する基準の特例により、当該特例の適用がないものとした場合より保険料が高くなる第1号被保険者で、当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の市民税が非課税である者がいるものについて、当該特例の適用がない場合の保険料の額まで減額できることとする減免規定の特例を定め、並びにその手続について規定するもの

○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和8年条例第36号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、本市における認定こども園の学級編制の基準について改めるもの

○堺市公園条例の一部を改正する条例（令和8年条例第37号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条項のずれを修正するもの

○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第38号）

義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げを踏まえ、全日週休日、休日等及び半日勤務日における部活動等の指導業務に係る教員特殊業務手当の額を改定するもの

条 例

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第33号

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に
関する条例の一部を改正する条例

(堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第33号)
の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年条例第23号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

堺市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第34号

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「生計を有する」を「生計を営む」に改める。

第29条第1項第2号中「合計所得金額（」を「控除後合計所得金額（前年の合計所得金額から）」に、「を控除した後の金額とする。ただし、」を「及び」に改め、「当該金額から」を削り、「とする。以下」を「をいう。以下」に、「合計所得金額に」を「控除後合計所得金額に」に改め、同項第3号中「前年の合計所得金額」を「前年の控除後合計所得金額」に改め、同項第8号中「合計所得金額が」を「控除後合計所得金額が」に、「合計所得金額に」を「控除後合計所得金額に」に改め、同項第9号イ中「合計所得金額」を「控除後合計所得金額」に改め、同項第10号中「割合」を「額」に改める。

第33条第1項中「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」に、「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和7年新法」を「令和8年新法」に改める。

第37条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第45条中「第383条第1項」を「第383条」に改める。

第101条を次のように改める。

（不申告等に関する過料）

第101条 市長は、納税義務者、現所有者又は第53条第3項に規定する軽自動車等の売主が第7条第1項、第18条第6項、第45条若しくは第59条の規定により申告し、若しくは報告すべき事項について正当な理由がなくて申告若しくは報告をしなかった場合又は第18条第1項、第2項若しくは第7項、第30条の8第1項、第45条の2、第45条の4、第67条の3、第80条第2項、第92条若しくは第93条の規定

により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条第3項中「令和5年4月1日」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第14項本文」を「令和8年新法附則第15条第13項本文」に、「又は償却資産」を「及び償却資産のうち公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同条第4項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第1号イからニ」を「令和8年新法附則第15条第24項第1号イからニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第2号」を「令和8年新法附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第6項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」を「令和8年新法附則第15条第24項第3号イ及びロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第7項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第25項第4号イからハまで」を「令和8年新法附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第8項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第28項」を「令和8年新法附則第15条第27項」に改め、同条第9項中「令和7年新法附則第15条第32項」を「令和8年新法附則第15条第31項」に改め、同条第10項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「令和7年新法附則第15条第37項」を「令和8年新法附則第15条第36項」に改める。

附則第3条の2の2及び附則第3条の2の3中「令和7年新法」を「令和8年新法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計

画税の減額)

第3条の2の4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に令和8年新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第3条の3中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第3条の4第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改める。

附則第3条の5第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第3条の7中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第3条の8の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「固定資産税等」を「固定資産税及び都市計画税」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第3条の9中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の改正規定及び附則第3項の規定 令和9年4月1日

(2) 附則第3条の2第3項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める部分及び「令和7年新法附則第15条第14項本文」を「令和8年新法附則第15条第13項本文」に改める部分を除く。）並びに附則第4項及び第8項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和5年4月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された改正法附則第1条第13号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第13項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税について

は、なお従前の例による。

- 8 令和5年4月1日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間
に取得された改正法附則第1条第13号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条
第13項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1
項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に
対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第35号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例）

第19条 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の市民税が課されていない者で政令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の市民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（第10条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に政令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の同年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「政令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、第18条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を減額することができる。

2 前項の規定による減額後の令和8年度分の保険料の額は、政令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定により保険料の減額を受けようとする者は、市長が定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、令和7年度分の市民税が課されていないことその他の同項の規定による保険料の減額を決定するに当たって必要な情報を、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第36号

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に
関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認
定こども園以外の認定こども園の認定の要件を
定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する基準（」の次に「当該基準に関し、」を加える。

第5条中「35人」を「30人」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第四 五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすとき）」を「第四 五第3文（地方裁量型認定こども園）」に改め、「要件（」の次に「当該要件に関し、」を加える。

第4条中「35人」を「30人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数に

については、第1条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

堺市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第37号

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の7第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第38号

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第5第14条第1項第4号に掲げる業務の項中「4時間」を「3時間」に、「3,600円」を「3,900円」に、「1,800円」を「2,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）別表第5の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例別表第5の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた教員特殊業務手当について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例別表第5の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、新条例別表第5の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。